平成２６年（フ）第５９４号
仙台市太白区秋保町湯元字畑１番地の５
債務者　齋　　千晶
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
秋田県由利本荘市岩城亀田大町字大工町15番地
債務者　山崎　利弥
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第２３４号
山梨県韮崎市清哲町折居67番地１　市営清哲住宅Ｂ棟15号
債務者　安田　美保（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
山梨県甲府市下今井町696―３、住民票上の住所山梨県韮崎市大草町下條西割120番地１
債務者　清水　京子（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９３号
長野県木曽郡大桑村大字野尻1741番地の１
債務者　舟橋　美幸
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１９８号
三重県四日市市海山道町１丁目91番地１　センチュリーハイツ海山道Ⅱ―201、前住所三重県四日市市楠町北五味塚843番地３　メゾンかおり１Ａ
債務者　中村　美紀（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
三重県員弁郡東員町笹尾東１丁目31番３
債務者　梅山　昭広
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
三重県桑名市大字桑部1003番地１　桑部市営住宅２棟232号
債務者　岩越　勝己
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
兵庫県宝塚市中筋山手５丁目２番１―403号
債務者　能登　典子（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目５番２号、前住所兵庫県川西市花屋敷１丁目１番22号　101
債務者　スガハラクリーニングこと　菅原　正貴
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５４９号
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目31番地
債務者　藤田　一暁
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０６号
兵庫県高砂市米田町島566番地の７
債務者　白木　紀子
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３２０号
兵庫県姫路市大津区新町２丁目45番地　スマイル平松108号、従前の住所兵庫県たつの市御津町苅屋243番地６
債務者　藤野さとみ（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４１８号
兵庫県加古川市平岡町一色西１丁目107番地ルミエール小川Ｂ―102号
債務者　船田　智克
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４３４号
兵庫県姫路市青山西２丁目22番23―302号第二青山ハイツ、従前の住所大阪府箕面市西宿２丁目４番１―303号
債務者　吉村　圭司
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２８５号
奈良県生駒郡三郷町勢野東１丁目５―13　リバーサイドやまと301、住民票上の住所大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番４―904号
債務者　篠原　稔明
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
奈良地方裁判所